

&) %& %\$



2. 日本型直接支払の概要

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受。
- 他方、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じる状況。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況。
- このため、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要。

制度の全体像

※ 金額は、H27年度概算決定額
(括弧内は、H26年度予算額)

多面的機能支払 48,251 (48,251) 百万円

農地維持支払

多面的機能を支える共同活動を支援します。

※担い手に集中する水路・農道等の管理を地域で支え、農地集積を後押し。

支援対象

- ・ 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ

資源向上支払

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援します。

支援対象

- ・ 水路、農道、ため池の軽微な補修
- ・ 植栽による景観形成、ビオトープづくり
- ・ 施設の長寿命化のための活動 等

※これまでの農地・水保全管理支払を組替え・名称変更。



水路のひび割れ補修



植栽活動

中山間地域等直接支払 29,000 (28,474) 百万円

中山間地域等の条件不利地域（傾斜地等）と平地とのコスト差（生産費）を支援。



中山間地域
(山口県長門市)

環境保全型農業直接支払 2,609 (2,646) 百万円

環境保全効果の高い営農活動を行うことに伴う追加的コストを支援。



カバークロップ
(緑肥)の作付け

※ 5年後に支払の効果や取組の定着状況等を検証し、施策に反映。

3. 多面的機能支払の概要

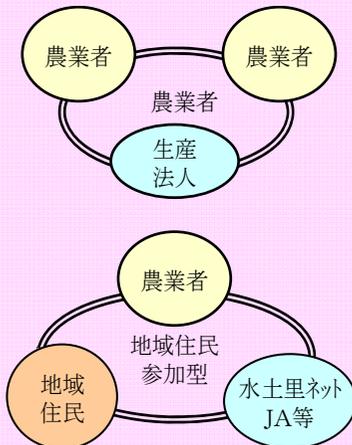
(1) 交付対象者・活動の手順

- 地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動（組織をつくり市町村と協定を締結）を支援。
- 農地維持支払は、農業者のみの組織でも支援対象（非農業者の参加を要件としない）。
- 農地・水保全管理支払に取り組んでいた組織は、そのままの組織で、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことが可能。

交付対象者

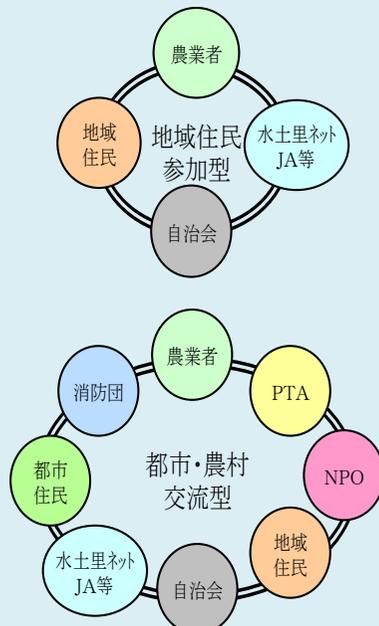
農地維持支払

- 農業者のみで構成される活動組織
又は
農業者及びその他の者（地域住民、団体など）で構成される活動組織
- 資源向上支払と同組織での取組が可能（農地・水保全管理支払と同様の活動組織で取り組むことが可能）



資源向上支払

- 地域住民を含む活動組織
- 農地・水保全管理支払と同様の組織（農地・水環境保全組織を含む）で取組が可能



活動の手順 (H26年度)

①活動組織の設立

②活動計画書の策定

③協定の締結

④申請書類の提出

※H26年度の提出期限は、12月末

⑤活動の実施

⑥活動の記録・報告

○従来の農地・水支払の活動組織でも、農地維持支払及び資源向上支払に取り組むことができます。

○活動組織は、農地維持支払及び資源向上支払で取り組む内容を話し合い、活動計画書を策定し、市町村と協定を結びます。

○活動計画及び協定の期間は、5年間です。

※農地・水保全管理支払との違い
活動計画書に次の点を新たに盛り込んで頂きます。

①農地維持支払

- ・構造変化に対応した保全管理の目標
- ・構造変化に対応した体制の拡充・強化、保全管理構想の作成に向けた活動

②資源向上支払

- ・多面的機能の増進を図る活動

(2) 交付単価

- 国・地方・農業者等に利益が及ぶものであることから、農地・水保全管理支払と同様に、国・地方・農業者等が同等の役割分担をすることとし（国：地方：農業者等＝1：1：1）、国と地方を合わせた交付単価を設定。
- 都道府県と市町村の負担に対して、普通交付税と特別交付税を組み合わせた交付税措置により、地方負担を軽減。

交付単価

国と地方公共団体の合計額

(単位：円/10a)

都府県	①農地維持支払	②資源向上支払※1,2 (共同活動)	①と②に取り 組む場合	③資源向上 支払 (長寿命化※3)	①、②、③に取 り組む場合※4	北海道	①	②※1,2	①+②	③※3	①+②+③ ※4
田	3,000	2,400	5,400	4,400	9,200	田	2,300	1,920	4,220	3,400	7,140
畑 ※5	2,000	1,440	3,440	2,000	5,080	畑 ※5	1,000	480	1,480	600	1,960
草地	250	240	490	400	830	草地	130	120	250	400	620

※1：農地・水保全管理支払の5年以上継続地区については、農地・水保全管理支払と同様75%単価が適用される。

※2：②の資源向上支払（共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要。

※3：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新。

※4：更に③の資源向上支払（長寿命化）に取り組む場合、単価は都府県・田の場合4,400円/10aが上乗せされる。①、②及び③を一緒に取り組む場合は、②の単価は、農地・水保全管理支払と同様75%になり、都府県・田の場合、合計で9,200円/10aとなる。

※5：畑には樹園地を含む。

地方交付税措置

多面的機能支払交付金に係る地方公共団体の負担について、普通交付税で6割を算定し、残余について、市町村については6割、都道府県については4割を特別交付税で措置。

(3) 農地維持支払の対象活動

- 水路の泥上げや農道の路面維持等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える地域活動を支援。

農地維持支払

○ 次の①及び②の双方に取り組む場合が支援対象です。

① 地域資源の基礎的保全活動

- ・ 点検・計画策定、実践活動は、協定に位置づけた農用地、施設について毎年度実施（一部、点検結果に基づき実施の必要性を判断）

[主な活動例]

点検・計画策定



研修



実践活動



② 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

- ・ 構造変化に対応した体制の拡充・強化
- ・ 保全管理構想の作成 等



これからの農地、水路、農道などの保全管理について、みんなで考えて体制を強化していこう！

① 地域資源の適切な保全管理のための推進活動

○ 構造変化に対応し、地域資源の適切な保全管理を図るため、保全管理の目標を設定し、地域ぐるみで取り組むべき保全管理の内容とその取組方向を明らかにした上で、適切な保全管理に向けた体制の強化・拡充のための取組を実施。

構造変化に対応した保全管理の目標

- 地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。
- 集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。
- 地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。
- 広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。
- 地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。
- その他（ ）

地域ぐるみで取り組む保全管理の内容

今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を明らかにする

- 農地の利用集積の進展に伴う農用地に係る管理作業
- 高齢化の進行に伴う高齢農家の農用地に係る管理作業
- 不在村地主等の遊休農地に係る管理作業
- 農業者、地域住民等が担う共同利用施設の保全管理
- その他（ 例：景観保全に資する地域ぐるみで行う農用地・施設の管理
農地集積や水田フル活用に対応した農業用水の適正管理 等 ）

取組方向

どの様に取組を進めていくか明らかにする

- 担い手との連携の強化、担い手の人材・機材を有効活用した活動の実施
- 入り作農家等の近隣の担い手との協力・役割分担に基づく活動の実施
- 地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり、活動の実施
- 地域住民、新規・定年就農者等、新たな保全管理の担い手の確保
- 不在村地主との連絡・調整体制の構築、遊休農地等の有効活用
- 隣接集落との連携による相互の労力補完、広域的な活動の実施
- その他（ ）

取組内容

取組を進めるために具体的に行動を実践

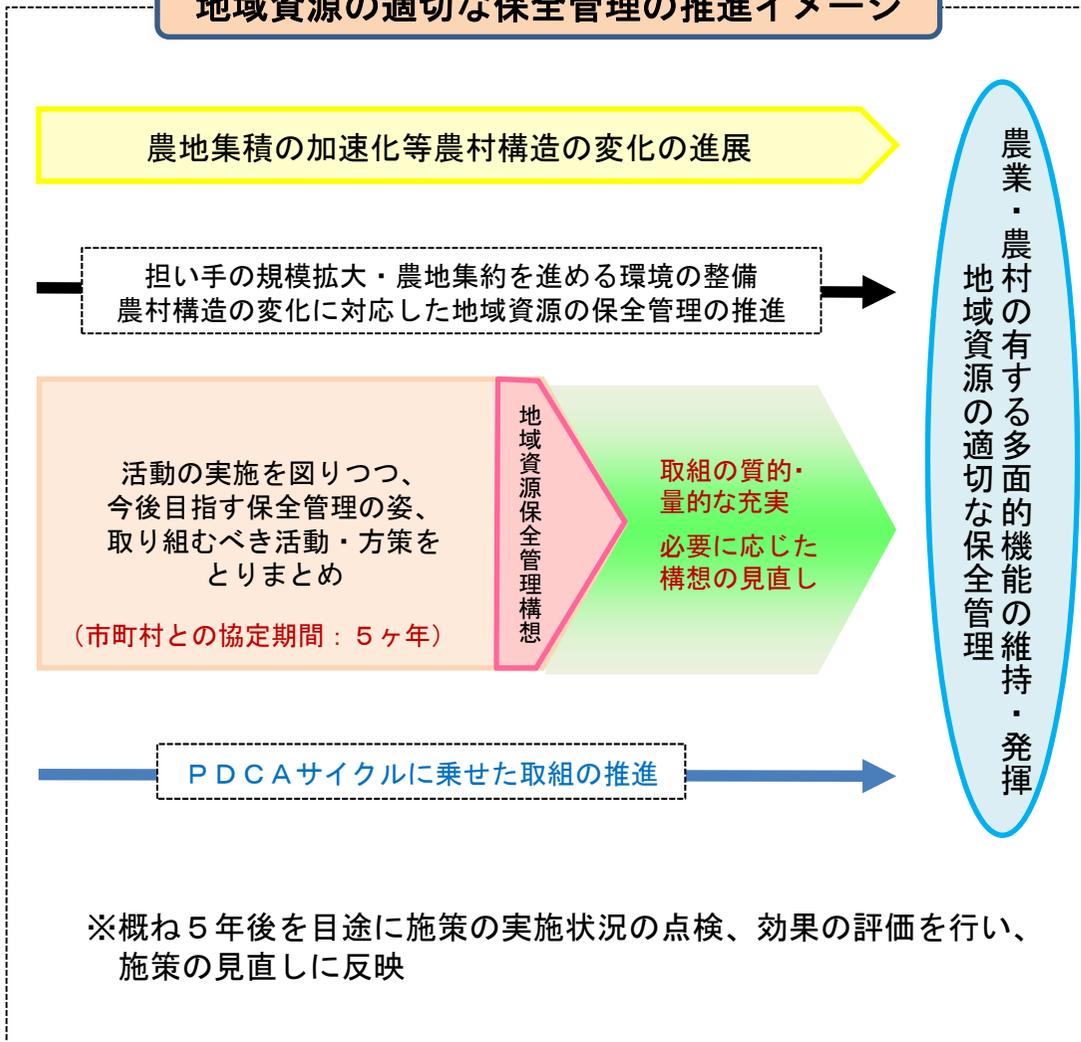
- 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会
- 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- 不在村地主との連絡体制の整備・調整、それに必要な調査
- 地域住民等（集落外の住民・組織等含む）との意見交換会・ワークショップ・交流会
- 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査
- 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会
- その他（ 例：地域外の団体、都市住民、企業との交流・連携を図る活動 等 ）

※ チェック方式で選択
（複数選択あり）

② 「地域資源保全管理構想」の作成

- 地域資源の適切な保全管理に向けた活動を通じて、目指すべき保全管理の姿、取り組むべき活動・方策をとりまとめ。
- 地域の取組の質的・量的な充実・向上を図っていくための仕組み。

地域資源の適切な保全管理の推進イメージ



「地域資源保全管理構想」の記載内容 (5年後を目途に作成)

1. 地域で保全していく農用地及び施設
※対象とする農用地、施設の範囲、数量、位置
2. 地域の共同活動で行う保全管理活動
※対象とする範囲、活動の内容
3. 地域の共同活動の実施体制
※担い手農家、それ以外の農家、土地持ち非農家、地域住民の参画等
4. 地域農業の担い手の育成・確保
※人・農地プラン等を基に、担い手、農地集積の現状及び目標
5. 適切な保全管理に向けて取り組む活動・方策
※今後、5ヶ年程度を見通し、今後の課題、目指すべき姿、そのために取り組むべき活動・方策

(取り組むべき活動・方策の例)

- ・組織体制の強化や活動の拡大を図るための広域組織化やNPO法人化
- ・農地や施設、地域環境を保全するための農地周辺部の活動拡大や遊休農地の有効利用
- ・地域を守る取組の魅力を情報発信する活動、活動への新たな参画者を募る活動
- ・地域の景観・環境の維持等、地域資源の魅力を高め、関心を高める活動
- ・保全管理の省力化のための簡易な基盤整備や機械化、保全管理に必要な施設整備

(4) 資源向上支払の対象活動

- 水路、農道等の軽微な補修、景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動を支援。
- 加えて、農地周りの水路、農道等の補修・更新等による施設の長寿命化のための活動を支援。

資源向上支払

(1) 地域資源の質的向上を図る共同活動

- ・施設の軽微な補修は、協定に位置付けた全ての施設等について必要な取組を毎年度実施（機能診断結果に基づき実施の必要性を判断）
- ・農村環境保全活動は、取り組むテーマを1以上定めた上で、そのテーマの計画策定、啓発・普及及び実践活動をそれぞれ実施
- ・多面的機能の増進を図る活動は、防災・減災力の強化や農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動又は1テーマ以上追加して農村環境保全活動を実施）等を実施

[主な活動例]

①施設の軽微な補修

機能診断



施設の機能診断

実践活動



水路のひび割れ補修

②農村環境保全活動

啓発・普及



生き物調査による啓発

実践活動



植栽活動

③多面的機能の増進を図る活動

防災・減災力の強化



田んぼダム（田んぼに降った雨を、排水口を絞り、ゆっくり排水。一時的に水を貯め、洪水被害を軽減）

農村環境保全活動の幅広い展開



水田魚道の設置

(2) 施設の長寿命化のための活動

- ・農地周りの農業用排水路、農道などの施設の長寿命化のための補修・更新等の活動を実施

[主な活動例]



老朽化した水路壁のコーティング



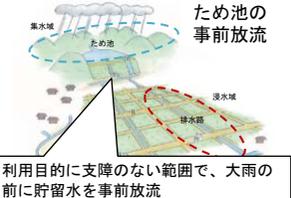
未舗装の農道をアスファルトで舗装

(注) 上記③の活動に直に取り組みない地区については、交付単価の5/6を乗じた交付金を受けて①及び②の活動に取り組むことも可能

① 多面的機能の増進を図る活動

- 地域ぐるみの取組の質を高め、地域の知恵や努力に基づく取組を促進・発展させる観点から支援。
- 多面的機能の増進を図る活動に直ちに取り組めない地区については、交付単価に5/6を乗じて交付。

[支援対象とする活動の内容]

支援対象とする活動	支援対象とする活動の具体的内容	支援対象とする活動	支援対象とする活動の具体的内容
①遊休農地の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動  <p>野菜栽培体験学習</p>	⑤農村環境保全活動の幅広い展開	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動及び高度な保全活動 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・農村環境保全活動を1テーマ以上追加して実施 ・農地・水保全管理支払交付金の「高度な農地・水の保全活動」の対象活動を実施 </div>  <p>水田魚道</p>  <p>環境学習</p>
②農地周りの共同活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動  <p>伐採等による緩衝帯の設置</p>	⑥医療・福祉との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療・福祉施設等と連携した、高齢者や障害者の農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動  <p>苗作り作業</p>  <p>野菜の袋詰めとラベル貼り</p>
③地域住民による直営施工	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための免許取得や技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動  <p>直営施工による水路補修</p>	⑦農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する伝統行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動  <p>田植え交流会での田植え</p>
④防災・減災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動  <p>ため池の事前放流</p> <p>利用目的に支障のない範囲で、大雨の前に貯留水を事前放流</p>	⑧都道府県、市町村が特に認める活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や課題に応じて、農業の多面的機能の増進に寄与する活動として、特に促進が必要と認める活動（例：公共用水域の水質保全、希少な野生生物の保護等）  <p>湖沼への代かき期の濁水の流入</p>  <p>土壌流出防止のための植栽</p>

(5) 対象農用地

- 交付金の算定対象とする農用地は、①農振農用地区域内の農用地、②農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。

対象とする農用地

- ① 農振農用地区域内の農用地
 ② 農地維持支払については、地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地も対象。

[地方公共団体が多面的機能の維持の観点から必要と認める農用地の例]

対象となる農用地	多面的機能を維持することの効果や必要性
生産緑地法に基づく生産緑地	農地の有する緑地機能、環境機能に着目し、適正な保全を図られている農用地
地方自治体との契約、条例、法律等に基づき保全が図られている農用地 又は 保全を図る必要のある農用地	<p>多面的機能の発揮を図るため、地方自治体との契約に基づき保全が図られている農用地 〔(例) 市の水田保全契約奨励事業による一定期間の契約：水田の多面的機能に着目〕</p> <p>多面的機能の発揮を図るため、地方自治体の条例に基づき指定されたため池と一体的に保全を図る必要のある農用地 〔(例) 県の総合治水条例に基づく指定ため池：ため池の利水容量を活用した洪水防止のための管理ため池と一体的に保全すべき管理を担う下流の受益農地〕</p> <p>多面的機能の発揮を図るため、法律に基づき指定された農用地 〔(例) 特定都市河川浸水被害対策法による流域指定：一定規模以上の雨水浸透阻害行為の規制〕</p>
農振農用地と一体的な農振白地及び市街化区域内の農用地	<p>多面的機能の発揮の観点から、一体的な取組が必要と認められる農用地 〔(例) 水田の洪水貯留機能を向上させる活動(田んぼダム)を一体的に取り組む地域：洪水被害防止〕</p>

交付金の算定の対象とする「一団の農用地」

共同活動により管理される水路・農道等施設と一体となって効果的に保全が図られる農用地であって、対象組織を構成する集落の区域の農用地

4. 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

(1) 法律の概要

趣 旨

- 農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能(国土保全、水源涵養、景観形成等)の発揮に支障。
- 農地集積が進む中で、水路・農道等の管理に係る負担が担い手に集中。

農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、**日本型直接支払制度の創設、平成27年度からの法制化**が位置付け。

日本型直接支払の効果

- 【 ・地域の共同活動等を支援することにより多面的機能の発揮を促進。 ・担い手に集中した水路・農道等の管理を地域で支えることにより構造改革を後押し。 】

基本理念

- ① 農業の有する多面的機能が、国民に多くの恵沢をもたらすものであることを踏まえ、その発揮の促進を図る取組に対し、国、都道府県及び市町村が集中的かつ効果的に支援を行うことを旨として、その発揮の促進が図られなければならないこと。
- ② 多面的機能の発揮の促進に当たっては、地域住民による共同活動が、良好な地域社会の維持・形成に重要な役割を果たしてきているとともに、農用地の効率的な利用の促進にも資することに鑑み、当該共同活動による取組の推進が図られなければならないこと。(第2条)

制度の仕組み

1. 農林水産大臣による「基本指針」の策定(第4条)

2. 都道府県知事による「基本方針」の策定(第5条)

3. 市町村による「促進計画」の作成

市町村は、基本方針に即して、農業の有する多面的機能の発揮を促進する事業(日本型直接支払の対象となる取組)の実施を促進する計画を作成(第6条)

4. 農業者団体等による事業計画の作成・実施

農業者の組織する団体等は、3.の事業を実施する計画(事業計画)を作成し、市町村に認定申請。認定された事業計画に基づき事業を実施(第7条)

<日本型直接支払の対象となる取組>(第3条)

- ① 農地、農業用水等の保全のための地域の共同活動により行われる次の取組 【多面的機能支払に相当】
 - イ 水路、農道、農地法面等の機能を維持するための取組 (農地維持支払に相当)
 - ロ イの機能を増進するための改良、補修等の取組 (資源向上支払に相当)
- ② 中山間地域等における農業生産活動の継続を推進する取組 【中山間地域等直接支払に相当】
- ③ 自然環境の保全に資する農業生産活動を推進する取組 【環境保全型農業直接支援に相当】

5. 事業計画の実施に対する措置

- 国、都道府県及び市町村による費用の補助(第9条)
- 農業振興地域の整備に関する法律の特例(第10条、第11条)(農用地区域の設定手続の簡素化、農用地区域からの除外の厳格化)
- 土地改良法の特例(第12条)(都道府県営の土地改良施設における管理委託の特例)

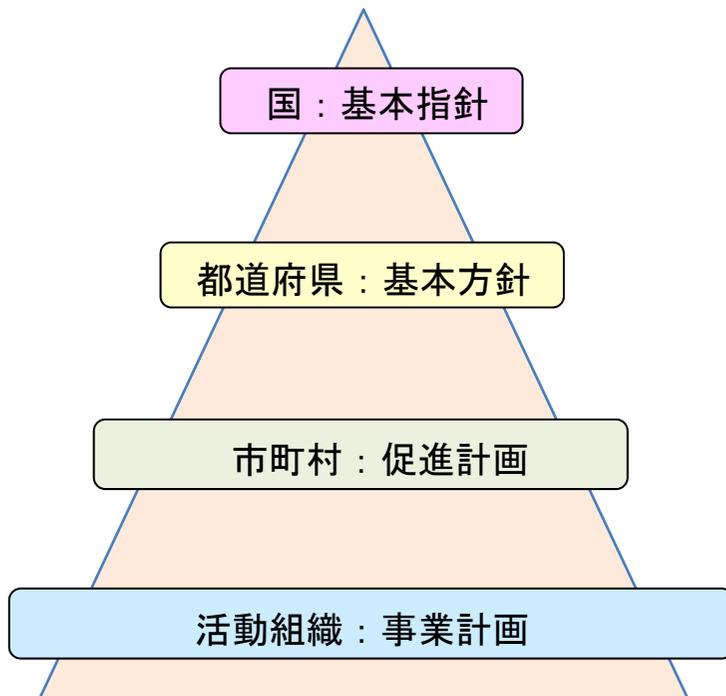
施行期日 : 平成27年4月1日

(2) 計画制度及び交付ルート

- 法律に基づき、国、県、市町村は、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払と併せて、計画を策定。活動組織は事業計画を作成し、市町村が認定。
- 活動組織に対する交付金は、これまで地域協議会から交付されていたルートから、他の2支払とともに、市町村から交付されるルートに変更。

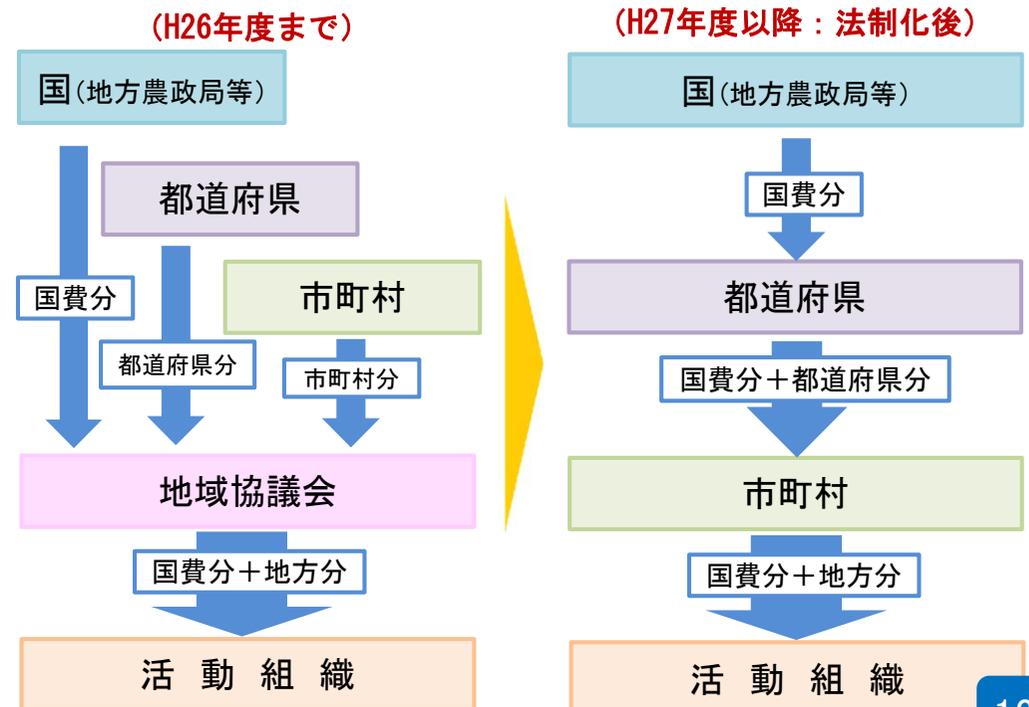
計画制度

- 各計画に基づき、3つの支払を組み合わせ、計画的に取組を実施



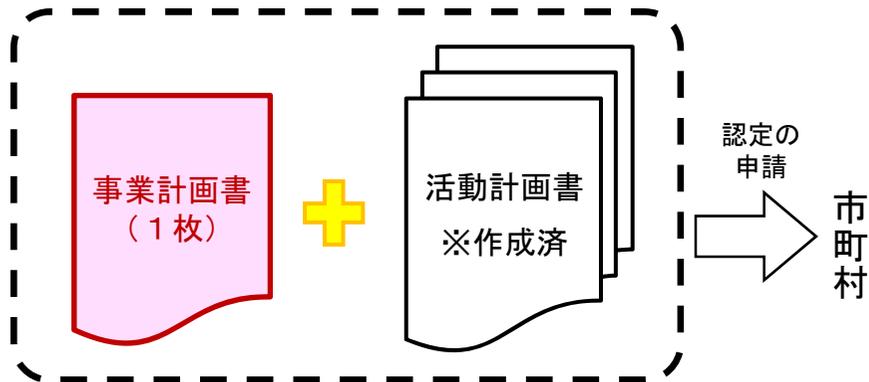
交付ルート

- 3つの支払の交付ルートを統一し、事務手続を簡素化

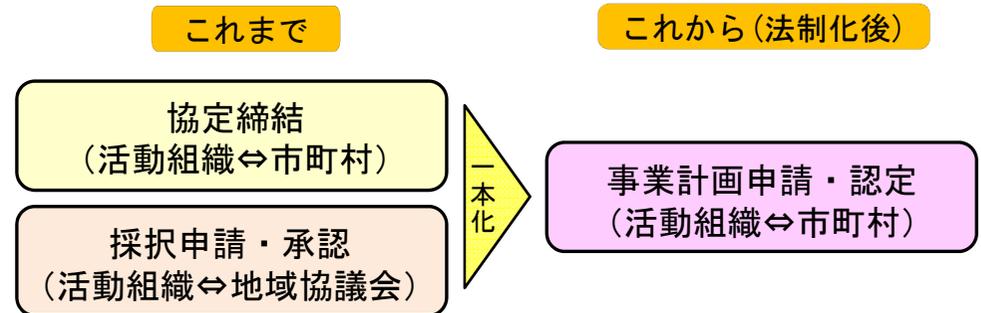


(3) 法律に基づく事務の簡素化等に係る措置

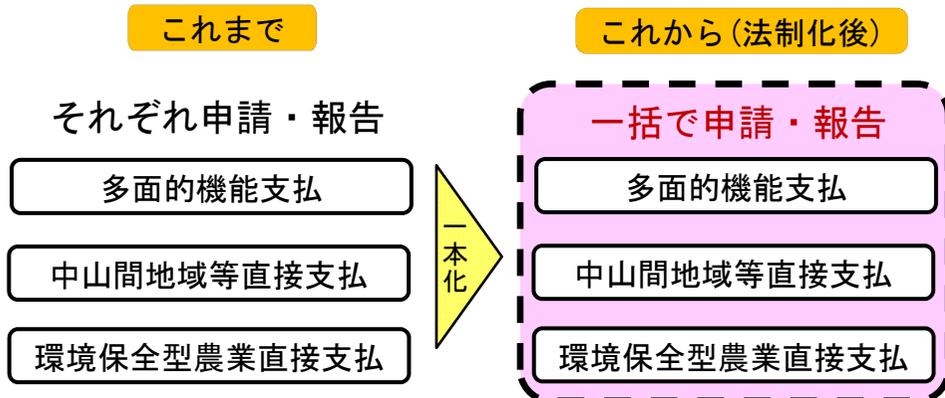
継続組織は、**既存の活動計画書等を活用して**、簡単に事業計画書を作成し、市町村の認定を申請



これまで別々に行っていた協定の締結及び採択申請を**市町村による事業計画の認定に一本化**
(市町村との協定締結は不要)



多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払の**共通様式を作成し**
3支払一括での交付申請、実施状況報告を可能に



これまで交付金の交付・申請事務等を担ってきた**地域協議会を、活動組織や地方公共団体の事務を支援する推進組織として位置付け**

